

第3章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 子どもが心豊かにたくましく 育つことができるまちづくり

わたしたちは、すべての子どもたちが、その個性と豊かな可能性を最大限に発揮し、豊かな人間性と社会性を養いながら、健やかに育つことができるまちをつくります。そのために必要なこととして、次の7点を掲げました。

1. 子どもに基本的な生活習慣が身についている
2. 子どもと親のコミュニケーションが十分とれている
3. 子どもの病気や事故を予防し、心身の気になる変化にきちんと対応できる
4. 子どもの学校生活が充実している
5. 子どもが様々な活動や体験をすることができる
6. 子どもの人権が守られている
7. 障がい児に対する支援が充実している

1 子どもが基本的な生活習慣を身につけるために

(1) 現状と課題

近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、過食や運動不足による肥満、夜型の生活による睡眠時間の減少など、生活習慣上の問題が生じています。本市におけるニーズ調査の結果をみても、夜9時までに寝る児童の割合は就学前で17.5%、小学校で11.3%とともに少数で、子どもの夜更かし傾向がうかがえます。登園・登校時刻が決まっている子どもたちにとって、これは慢性的な睡眠不足を生み出すことにつながります。

生涯を通じて健康な生活を送るための第一段階として、子どもの健全な発育・発達を支援するためには、基本的な生活習慣を身につけさせることが大切です。特に

乳幼児期は、健康な生活習慣の基盤が形成される時期であり、「運動（外遊び）」、「栄養（食事）」、「休養（睡眠）」のバランスと生活リズムを整えることが子どもの発育を促すことにつながります。生活習慣の乱れによる健康への弊害を理解し、子どもの生活習慣を整えるとともに、外遊びなど適度な運動を一緒にしてあげることが必要です。

また、朝食抜き、孤食（一人で食事をする事）、ファーストフードのとり過ぎ、脂肪過多食など、食生活上の問題を解決し、乳幼児期からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、さらには食を通じた豊かな人間性の形成を目指すためにも、いわゆる食育の推進が極めて重要となっています。

さらに、きちんとしたあいさつをしたり、約束や時間を守るなどの生活態度や物事を我慢することについても、家庭でしっかり身につけさせる必要があります。

（2）行政が取り組むこと

1．家庭の教育力向上に向けた相談・啓発及び学習機会の充実

子どもの基本的な生活習慣確立に向け、乳幼児健康診査時をはじめとする子どもの成長・発達、食事等に関する相談事業や各種健康教育等の充実により、家庭の教育力向上を図ります。

2．成長発達と生活習慣の重要性についての学習機会の充実

乳幼児の生活リズムを左右する親自身が、生活習慣の乱れによって生じる生活習慣病について理解し、その予防方法について学べるよう、乳幼児健康診査等を利用した学習機会の充実を図ります。

3．食育の推進

自分で自分の健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力（食事の自己管理能力）を養うため、食習慣の形成時期である小さい頃からの食育を推進します。

また、学校給食の献立が生活習慣病予防や「食」に関する生きた教材となるよう、情報提供と啓発に努めます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

笑顔であいさつすることから一日を始めましょう。
 生活習慣の乱れによる健康への弊害を理解させましょう。
 乳幼児期に規則正しい生活リズムを確立させ、親の生活リズムに子どもを巻き込まないようにしましょう。
 子どもに朝食を食べる習慣をつけさせましょう。
 子どもの十分な睡眠と栄養を確保しましょう。
 子どもに外遊びをさせ、適度な運動習慣を身につけさせましょう。
 子どもにも家族の一員として家庭の中での役割を持たせましょう。
 子どもが自分でできることは自分でさせましょう。
 テレビやビデオの視聴時間、ゲームをする時間をできるだけ減らすようにしましょう。

【地域でできること】

近所の子どもたちと「おはよう」「お帰り」など日常のあいさつを交わしましょう。
 食に関するイベントなどを企画し、積極的に参加しましょう。
 親同士、近所同士が誘い合って、地域の子どもたちと外遊びや運動をする機会を持ちましょう。

(4) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
朝食を毎日食べる子どもの割合 (就学前児童) (小学校児童)	79.3% 91.1%	95% 100%
夜9時までに寝る就学前児童の割合	17.5%	50%
週4日以上外遊びをする小学校児童の割合	33.2%	60%

2 子どもと親のコミュニケーションを十分確保するために

(1) 現状と課題

すべての人間関係はコミュニケーションによって成り立ちます。人は元来、信頼ある対人関係の中で心理的に安定し充実感を得るものです。親子関係も例外ではなく、子どもとの温かなスキンシップを伴ったコミュニケーションは非常に大切な親子相互理解の手段です。また、良好な家庭環境の下、家族の豊かな愛情に包まれて子ども時代を過ごすことが、子どもの健全な育成にとって望ましいことは言うまでもなく、そのためには、子どもと親はもちろんのこと、家族全員が十分なコミュニケーションをとり、お互いの考えを理解し、尊重しあうことが大切です。

しかし、現実の社会では、厳しい経済情勢の下、親の側の仕事優先の考え方や、子ども側の塾通いなどに追われるゆとりのない生活等が原因で生じる家族間のコミュニケーション不足によって、自分の考え方をはっきり表現したり、相手の気持ちを察するなどのコミュニケーション能力や他者を思いやる心の不足した子どもたちの増加が危惧されています。また、母親が家事・育児の中心となり、父親が家計を担う家庭が多い現在においては、父親と子どものコミュニケーション不足が懸念されています。

さらに、子どもが思春期の頃になると、自主性の発達や大人への反発心などから、一層、家族とコミュニケーション不足になりがちですが、大人へと成長する段階を迎えたこの時期に、親が子どもときちんと向き合い、子どもへの愛情を伝えることが大切で、その後の子どもの自立や次代の親としての生き方にも大きく影響していくと考えられています。子どもの健全育成のためにも、また、家族全員の協力の下での子育てを実現するためにも、家族間のコミュニケーションを確保し、親が子どもにまっすぐ向き合うことが望まれます。

(2) 行政が取り組むこと

1. 子どもと親が十分コミュニケーションをとることの大切さの啓発

新生児訪問や乳幼児健康診査、各子育て支援センターにおける親子の集まりの場で、乳幼児期のスキンシップの大切さを伝えていきます。

また、各種子育て講座・講演の場で、子どもと親がコミュニケーションをとることの大切さを啓発します。

2. 親子のふれあいの場の提供

子育て支援センターにおける「ぴよぴよ広場」、「すくすく広場」、「のんびり広場」など、親子のふれあいの場と、親子ふれあいキャンプや各種スポーツ大会等、親子で参加できる体験活動の場を提供します。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

家族で会話できる時間を大切にし、子どもの話にしっかり耳を傾けましょう。
親子で話題にできる趣味を持ちましょう。
家族そろって食事をする回数を増やしましょう。
保護者は職場から早く帰宅するなど、できるだけ子どもとふれあう時間を増やしましょう。
子どもの成長の中で、「ほめる」「認める」機会を大切にし、自信ややる気を育てましょう。

【地域でできること】

親子で参加できる地域の行事を企画しましょう。
事業者は子育ての大切さを理解し、子育てをしている従業員にやさしい職場環境をつくりましょう。
事業者は出産・子育てのための様々な支援制度の趣旨を十分理解し、普及啓発するとともに、従業員が積極的に利用できる職場にしましょう。

(4) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
家族のコミュニケーションが十分図れていると思う 家庭の割合 (就学前児童のいる家庭) (小学校児童のいる家庭)	36.4% 27.5%	60% 50%
ふだん家族とよく話をする小学生の割合	64.9%	100%

3 子どもの病気や事故を予防し、心身の気になる変化に対応するために

(1) 現状と課題

子どもの病気や事故に対して親や周囲の人は、常に子どもの状態や環境を考慮して、その予防対策を行う必要があります。

本市では、健康上のリスクの高い低出生体重児の出生率が高いため、妊娠中の適切な体重増加や禁煙・禁酒の重要性、胎児の発育に必要な栄養摂取についての知識の普及や若い女性の不必要なダイエットの防止などの啓発に努め、低出生体重児の出生の抑制を図る必要があります。また、早産のリスクとなる歯周病の予防・ケアのための妊婦歯科健診の体制整備も必要です。

なお、喫煙は、早産や低出生体重児の出産だけでなく、乳幼児突然死症候群、気管支炎、気管支喘息等に影響するほか、たばこの誤飲、誤食等による乳幼児の事故も起こっています。これらを防ぐため、喫煙に関する知識の普及を行い、家族の禁煙と周囲の人への分煙等を働きかける必要があります。

また、子どもの病気の予防については、乳幼児健康診査による疾病因子の早期発見のほか、予防接種が有効であり、接種に対する保護者等の理解を深め、予防接種率を高く維持することが課題となっています。

近年、子どもが被害者となる事件・事故が多発しています。このため、家庭、学校、地域社会の連携を密にして、学校や地域環境の安全管理に取り組む必要があります。また、交通事故や犯罪等から子どもを守るためには、子どもの発達段階に応じた系統的な安全教育を実施することが大切です。安全教育の基本は、周囲の安全に関する情報を収集して素早く判断し、危険から自分を守る行動をとる能力を養うことにあります。したがって、単なる知識の伝達にとどまるのではなく、模擬訓練等を行うことによって、スムーズな回避行動がとれる状態にさせることが求められます。

一方、子どもの健やかな育ちを確保するためには、子どもの成長発達過程における心身の気になる変化にきちんと対応していくことが重要で、このことは安心して子育てを行うことにもつながります。そのためには、各種健康診査や発達相談等でそれを早期に発見し、必要に応じてできるだけ早期に治療、療育を受けることが重要です。行政サイドでもそれに対応できる体制をさらに充実させるとともに、特に、

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症など、多様化する発達障がいにも適切に対応できる相談体制の整備を図るために、心理療法師の雇用も必要です。

また、病気や事故と隣り合わせの子どものために、そして子どもの発育等で不安を抱える親自身のためにも、身近な場所でもかかりつけ医を持つとともに、保護者自身も正しい救急法を身に付けることが必要です。

さらに、安心して子育てを行うためには、病気や事故など子どもの緊急時にすぐに対応できる医療機関が必要です。本市には、阿蘇圏域の中核病院でもある阿蘇中央病院及び小児科をもつ5つの民間病院があり、小児の夜間・休日診療にも対応していますが、夜間・休日における小児外来患者の増大や新型インフルエンザなどの感染症に対応すべく、小児救急医療のさらなる充実を図る必要があります。

なお、県では、平成17年6月から、小児の救急に際して保護者等が安心感をもって対応できるよう、小児救急患者の保護者等の不安や悩み、症状への対応方法等について経験豊富な看護師等が電話で相談にのり、医療機関への受診についても適切なアドバイスを行う「小児救急電話相談」を実施しており、平成20年7月からは相談時間が延長され、午前0時までになりました。今後、この事業の周知と活用の促進を図る必要もあります。

（2）行政が取り組むこと

1．乳幼児健康診査の充実

各種幼児健康診査の充実を図るとともに、未受診児の把握に努め、健康診査の結果、支援が必要な場合は適切な指導援助を行います。

2．予防接種の推進

すべての子どもが正しい知識のもと計画的な予防接種によって疾病を免れるよう、広報紙や育児相談等により、予防接種の意義や重要性を十分PRし、その周知を図ります。

3．歯の健康づくりの充実

「イー・スマイル健診」や各種健康診査時における生活指導を通じ、歯みがきの励行や食生活等、日常の育児の中での歯の健康づくりを支援します。

また、積極的なむし歯予防として、フッ化物の歯面塗布やフッ化物洗口などを推進します。

4．乳幼児期の事故防止に関する啓発

新生児訪問や乳幼児健康診査等、様々な機会を通じて、たばこの誤飲、転落転倒、やけど等乳幼児の事故防止に関する啓発を行います。

5．交通安全教育の充実

交通ルールを守り、よりよいマナーが実践できる子どもを育成するため、関係機関の協力を得ながら、発達段階に応じた交通安全教育の充実に努めます。

6．安全な学校づくりの推進

学校において、事故等によって児童生徒に危険が生じないように、学校内の施設・設備の安全点検及び通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導を、学校安全計画に基づいて実施します。

また、学校内施設・設備の整備及び日常の管理運営体制の充実に努めるとともに、事故等が発生した場合、学校の危機管理マニュアルに基づいて適切に対応します。

7．防犯対策の推進

子どもをねらった犯罪を未然に防ぐため、防犯灯の設置を促進し、子ども110番の家の設置拡充など、通園・通学路や公園・広場等の地域環境の中で犯罪の発生しない環境整備を推進します。

また、不審者に対する対応の仕方や地域における防犯意識の高揚に資するため啓発活動を推進します。

8．疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育の推進

医療機関との連携を図り、先天性代謝異常検査、各種乳幼児健康診査、発達相談等により、疾病や障がいの早期発見・早期治療・早期療育に努めます。

9．多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備

LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症など、多様化する発達障がいに対応できる相談体制の整備を図ります。

10．小児救急医療体制の充実

いつでも小児科専門医の診察が受けられるよう、休日、夜間救急医療体制の充実を図ります。

また、県の小児救急電話相談の広報に努め、その周知と活用の促進を図ります。

11．応急処置法の指導・啓発

市民が正しい応急処置法を身につけられるよう、消防署員による出前講座を実施するなど、応急処置法の指導・啓発に努めます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

予防接種や健康診査を機会あるごとに受けましょう。
生活に適度な運動を取り入れましょう。
小さい頃から交通ルールを身につけさせましょう。
栄養のバランスを考えたおいしい料理を心がけましょう。
虫歯をつくらぬよう子どもの歯磨き管理をしましょう。
子どもの健康保持のため、家族で禁煙に取り組みましょう。
子どものかかりつけ医をもちましょう。
子どもの健康に不安があれば、早期に受診するようにしましょう。
子どもの発育で気になることがあれば、関係機関に早めに相談しましょう。
健康診査の結果、治療が必要な場合はきちんと治療してもらいましょう。
正しい応急処置法を身につけましょう。

【地域でできること】

子どもの事故防止に注意を払い、子どもたちへの声かけをしましょう。
危険な場所などを定期的に点検し、危険箇所には標識表示をしましょう。
地域ぐるみで交通ルールを守りましょう。
子どもたちが安全に遊べる場所を増やしましょう。
定期的に防犯パトロールをしましょう。
子ども110番の家に協力しましょう。
学校・園への集団登下校を行いましょう。
子どもの受動喫煙を防止するため、子どもの利用する施設や、特に自動車の中は禁煙にしましょう。
親同士が子どもの病気やその対応方法などについて学習できる場をつくりましょう。

(4) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
乳幼児健康診査の受診率 (4か月児) (4か月児) (1歳6か月児) (3歳児)	99.5% 100.0% 97.9% 95.8%	100%
3歳児歯科健康診査むし歯罹患率	43.8%	20%
かかりつけ医をもつ就学前児童のいる家庭の割合	91.1%	100%
子どもの事故防止のための取り組みを行っている 就学前児童のいる家庭の割合	95.1%	100%

4 子どもの学校生活を充実させるために

(1) 現状と課題

これからの社会を生きる子どもたちには、「確かな学力」や「豊かな心」、「健やかな体」など、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成を図ることが大切であり、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければなりません。

学童期の子どもが健やかに育つためには、生活の大きな部分を占める学校生活が充実する必要があります。子どもの学力低下が叫ばれる今日、「確かな学力」を身につけるための教育内容の充実はもちろんのこと、子どもの自主性・創造性を重視した楽しく学べる学校づくりを、学校・保護者や地域がともに考えることが大切です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 教育内容の充実

児童生徒に「生きる力」を育むことを目指して、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するように努めます。優れた教育活動を通じて基礎的・基本的な知識及び技能を習得させるとともに、課題解決に必要な思考力、判断力、創造力、表現力などを磨きます。

また、少人数指導の実施など、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実により、主体的に学習活動に取り組む態度を養い、確かな学力を育みます。

さらに、教職員に対する、人権教育、情報教育、環境教育、国際理解教育、特別支援教育、教育相談等の今日的課題に関する研修を適宜、適切に開催することによって、教職員の資質の向上を図ります。

2. 体験的な学習機会の拡充

特別活動や総合的な学習の時間をはじめとして、各教科等においても、体験的な活動をできるだけ取り入れるよう努めます。

また、児童生徒一人ひとりが自らの生き方について考え、夢をはぐくむとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、地域、産業界及び行政機関の連携・協力のもとに小学校での職場見学、中学校での職場体験活動を行います。

3．学校図書館の充実と活用の促進

読み聞かせや図書の紹介などにより、児童生徒の興味・関心を喚起し、「朝の読書」や各自の読書目標を立てさせる取り組みなどを通して、読書習慣の形成を目指します。

また、学校図書館等の積極的な活用を促し、学校図書館司書を拡充するなど、読書活動の質・量を一層充実させます。

4．児童会や生徒会活動等の充実

児童生徒が集団の一員として、よりよい学校生活づくりに参加し、協調して諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育成するため、小・中学校において児童会・生徒会や各種委員会活動に適切な時間数を充て、児童会・生徒会活動等の充実を図ります。

5．地域に開かれた信頼される学校づくりの推進

学校評議員をはじめ、保護者や地域の方々から学校の教育活動に関する意見を聴取するとともに、学校の自己評価を保護者や地域の方々へ公開し、様々な意見を学校経営に役立てます。

また定期的なオープンスクール（学校公開）等の実施により、学校の教育活動を家庭や地域に公開し、開かれた学校づくりに努めます。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

P T A 活動に積極的に参加・協力しましょう。
 学校行事にはできるだけ参加しましょう。
 学校との交流の機会を積極的に持ちましょう。
 積極的に学校に対するボランティア活動をしましょう。
 学校が提供する様々な情報を適正に受け取り、学校の現状を正しく理解しましょう。
 子どもに学校での話を聞いてあげましょう。

【地域でできること】

地域ぐるみで学校を支援しましょう。
 地域ぐるみで学校の教育活動に参加しましょう。
 オープンスクール等に積極的に参加して、学校教育の現状を正しく理解しましょう。

(4) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
学校に行くのが楽しそうな小学校児童の割合	96.5%	100%
家で、学校での出来事をよく話す小学校児童の割合	72.3%	100%
保護者の学校行事への参加率 (小学生) (中学生)	- -	増やす
学校の授業が理解できていると感じている児童生徒の割合 (小学生) (中学生)	- -	増やす

5 子どもが様々な活動や体験をするために

(1) 現状と課題

かつて、子どもは地域でいろいろなことを教えられて成長していきました。様々な年齢間の交流、祭りや季節行事、地域でのスポーツなど、数々の体験を重ねることによって、子どもはそれぞれ成長の実感と自信、適切な判断力、さらには困難に打ち勝つたくましい心を身につけていきました。

しかし、近年、都市化の急速な進展や核家族化・少子化、家庭や地域の教育力の低下もあり、子どもの生活体験・自然体験の不足が懸念されており、子どもの豊かな心や生きる力をはぐくむためには、子どもに家庭や地域社会で様々な体験活動の機会を意図的・計画的に提供する必要があります。地域行事を若い世代に魅力のあるものにして、子どもにも発言の場を与え、子ども会などの体験活動でも子どもが自ら主体的に考え、参加できるきっかけづくりが必要です。

また、子どもが社会性を身につけていく上で、地域社会の活動や職場との交流を通じ、働く人々の姿にふれさせていくことも大切です。特に、フリーターの増大に加えて、若年無業者「ニート」の増加が問題となっている今日、子どもの時から家庭や地域で、働くことの喜びや大切さを伝えながら、大人になる前の早い段階からの職業体験教育を行うことが重要です。

さらに、近年、テレビゲームやインターネットなどの様々な情報メディアの発達と普及等の影響により子どもの生活環境が変化し、子どもの「活字離れ」「読書離れ」が起きています。読書活動は、知的な活動及びコミュニケーションの基盤となる言語力を育成するとともに、豊かな感性や表現力・創造力を身につける上で欠くことのできない活動です。したがって、図書館、家庭、地域、学校等、それぞれの場で子どもの読書活動を推進する必要があります。

ニート：「Not in Education, Employment or Training」の頭文字（NEET）による造語で、学生でもなく、職業訓練もしていない無業者のこと。仕事をせず、就職意思がない点でフリーターと区別される。

(2) 行政が取り組むこと

1. 子どもの遊び場、親子による交流・自然体験ができる場の提供

遊びや自然体験は、子どもの「豊かな心」、「健やかな体」を養うとともに、冒険心やチャレンジ心を育てる上で、大変効果的であるため、事故防止に十分配慮しながら、遊びや自然体験の機会をできるだけ増やします。

そのため、公園や芝生広場、ワンパク広場など、魅力ある子どもの遊び場の整備を図るとともに、保育所、幼稚園、公民館等における各種行事などを通じ、親子による交流・自然体験の場を提供し、親子の相互理解やふれあいを促進します。

また、阿蘇の雄大な自然を利用した野外活動、環境保護活動、農作業体験等の機会を提供し、自然体験活動等への参加を促進します。

2. ボランティア活動や体験活動の情報提供

子どもたちがいろいろなボランティア活動を体験できるように、市内の様々な行事やイベントなど数多く情報を収集し、参加募集や体験活動の紹介など、積極的な情報提供を行います。

3. ボランティア活動への参加促進

子ども自身が社会の一員としての自覚をもち、積極的にボランティア活動に参加することで、信頼できる大人や仲間と出会い、人とのふれあいを通じて思いやりや優しさを感じるとともに、自分が社会に貢献できる喜びを感じる機会を提供します。

4. スポーツ活動の推進

近年、子どもの体力低下が指摘されているため、健全な心と身体を育成するために、地域と学校や関係団体等などが連携し、多世代で多種目のスポーツに取り組める「総合型地域スポーツクラブ」を設立しており、今後もスポーツに親しむ機会を充実させます。

5. 読書活動の推進

大人が読書の大切さ・楽しさを知り、子どもに伝えることによって読書習慣をはぐくむよう、保護者への啓発や学習機会の提供に努めます。

また、保育所、幼稚園、学校等における子どもの読書活動を支援するために公共図書館等と連携・協力し、読書環境の整備を図るとともに、絵本の読み聞かせなどを行っている市内のボランティア団体とも協力し、幼児の頃から本に親しむ機会を提供します。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

イベントやボランティア活動に積極的に参加しましょう。
集団遊びの機会を増やし、遊びを通じて人間関係を学ばせましょう。
身近で安全に遊べる公園や広場をみんなで大切に使いましょう。
幼児期から男女を問わず、家事や育児の手伝いをさせましょう。
小さい頃から、働くことの大切さ、お金の大切さなどをいろいろな機会を通じて体験させましょう。
子どもに適切な社会体験をさせることの大切さを親が理解し、親自身から社会体験を勧めましょう。
テレビ等の視聴時間を減らし、読書やスポーツの時間を増やしましょう。

【地域でできること】

地域の伝統文化や地域行事などを子どもたちに伝えていきましょう。
地域で子どもの体験学習の場を提供しましょう。
地域活動の中に子どもが主体的に参画できる機会を取り入れましょう。
地域のみんなでイベントを開催し、ボランティアを育てましょう。
事業者は職場見学や職場体験を積極的に受け入れましょう。
マップづくりなどを通して、地域のよいところ・不思議なところを再発見しましょう。

(4) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
地域活動やグループ活動に参加したことがある 小学校児童の割合	67.4%	増やす
ふだん手伝いをする小学校児童の割合	64.1%	増やす
総合型地域スポーツクラブに参加している小学生・ 中学生・高校生の数	47人	増やす

6 子どもの人権を守るために

(1) 現状と課題

子どもの人権という考えは、いじめや不登校、児童虐待の増加を背景に、我が国でもようやく認知されるようになってきましたが、平成6年に批准された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」を知っている市民はまだ多いとは言えません。子どもの最善の利益を守り、健やかな発達と子ども独自の権利を擁護することが合意された、この条約を現実のものとしていくには、家庭や学校、地域が緊密に連携しながら、子どもの人権を守り、夢や希望をもって過ごせる環境をつくっていくことが重要です。

特に、子どもの最も重要な人権である生命・身体的自由をおびやかす虐待については、発生防止・早期発見・早期対応・再発防止のためのさらなる取り組みが必要であり、家庭内や地域で孤立した子育てにならないように相談機関の充実と、総合的に子育て支援ができるシステムの構築を進めることが重要です。

また、大人が子どもを守っていくことも必要ですが、学校や家庭、地域が一体となって、子どもの権利を守る毅然とした姿勢を教え、自分で自分の身を守り、はっきり意思表示できる力を養うことも大切です。

(2) 行政が取り組むこと

1. 「児童の権利に関する条約」の普及促進

子どもの健全な成長を保障するためには、子どもを権利の主体者としてとらえることが重要であり、「阿蘇市人権教育・啓発基本計画」に基づき「児童の権利に関する条約」の理念・内容の普及に努め、市民の子どもに関する人権意識の高揚を図ります。

2. 児童虐待の予防及び早期発見

育児相談体制の充実や子育てサークル活動の支援等により、育児不安の軽減を図るとともに、乳幼児健診時等には親子間の様子にも注意を払いながら、児童虐待の予防及び早期発見に努めます。

3．児童虐待防止体制の充実

児童虐待等、要保護児童の早期発見・早期支援のため、「阿蘇市要保護児童対策地域協議会」を構成する、医療・保健・福祉・教育・警察等、関係機関とのネットワークの強化を図ります。

また、児童虐待の発生を予防するため、健康診査や保健指導などの母子保健活動や地域の医療機関、医療関係団体との連携等を通じて、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業などの適切な支援につながる体制づくりの構築に努めます。

4．いじめの解消

児童生徒一人ひとりを大切にする心の教育を実践するとともに、いじめは絶対許さない、いじめのサインを見逃さない、日頃から望ましい人間関係をつくっておく等の共通理解を教職員全員がもち、保護者や関係機関と密に連携し、いじめの解消を図ります。

なお、いじめが判明した場合は、人権に十分配慮しつつ、正確な情報把握に努め、保護者及び関係機関等と密に連携を取りながら、組織的な取り組みを進め、適切な対応によっていじめの解消を図ります。

5．子どもの相談に対するカウンセリング機能の充実

いじめ・不登校に積極的に関わる心の相談員やスクールカウンセラーの配置を進め、カウンセリング機能のさらなる充実により、子どもの心の安定を図り、問題行動の未然防止と解決を目指します。

6．不登校児童生徒への対応の充実

継続的な適応指導や、様々な体験活動を通じた指導等により、不登校児童生徒の学校復帰のための支援や教育相談の充実を図ります。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

一人ひとりが身近な子どもに心を開いて話を聞いてあげましょう。
 幼い頃から生命の大切さを教え、善悪のけじめをしっかりと身につけさせましょう。
 よその子やきょうだいの比較はやめましょう。
 子どもとの関わり方に困ったら、一人で悩まずに身近な人に相談しましょう。
 子どもの表情やけがなどで気になることがあれば、関係機関に相談しましょう。

【地域でできること】

地域ぐるみで子どもを見守り、積極的に声かけをしましょう。
 虐待に気づいたら、児童相談所や市役所など関係機関に知らせましょう。
 子育て家庭が孤立しないように、ご近所同士お互いに声をかけ合いましょう。
 子どもの虐待やいじめの場面に遭遇したら見て見ぬふりをしないようにしましょう。
 「児童の権利に関する条約」に関する勉強会を開きましょう。

(4) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
「児童の権利に関する条約」を知っている市民の割合	-	100%
不登校児童生徒の出現率 (小学生) (中学生)	0.13% 0.37%	0% 0%

7 障がい児に対する支援充実のために

(1) 現状と課題

心身の障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことが重要です。そのためには、公的サービスの充実もさることながら、市民一人ひとりが、障がい児に対する理解を深め、地域の障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守っていくことが必要です。

また、障がい児の療育・教育においては、その子どもが将来、社会人として自立した生活を送れるよう、持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会的に自立するための基礎、基本を身に付けることが目標となります。そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と指導訓練を行うこと、また一人ひとりの障がいの種別・程度、能力・適性等を考慮し、基本的には障がいのない子どもと共に学びあえる教育を行うことがなによりも重要です。障がいがあるために、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられるようなことがない療育・教育指導体制が確立されなければなりません。

また、障がい児一人ひとりの能力、適性等に対応し、その能力を最大限に伸ばすための適切な教育的対応・指導を行うためには、教職員の資質、指導技術の向上や、個々の障がい児の能力・適性に合わせたきめ細かな教育指導が何よりも重要です。特に、今後の特別支援教育を進める中で、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症など、対象となる児童生徒の増加や対象となる障がい種別の多様化に対応できる体制を整えていく必要があります。

(2) 行政が取り組むこと

1. 療育相談支援体制の充実

心や体の発達の遅れが考えられる子どもについてできるだけ早い段階で適切な支援を受けられるよう、医療、教育、行政等の各機関との情報の共有化や連携を図りながら、阿蘇地域療育ネットワーク等を活用し、療育相談支援体制の充実を図ります。

2．障がい児理解のための啓発

障がい児や障がい児のいる家庭を温かく見守り、支援するための地域づくりを実現するため、多様化する障がいと障がい児に対する理解を深めるための啓発を行います。

3．教育相談・就学指導体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がい児個々の実態に即した就学を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導を図ります。

4．特別支援教育の充実

児童一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな対応ができるよう、関係機関や関係者等との連携を深め、適切な支援が実現するよう個別の教育支援計画及び指導計画をたて、その計画の実施、評価のできる体制整備を図ります。

また、教職員の資質向上のため、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、LD(学習障がい)やADHD(注意欠陥/多動性障がい)、高機能自閉症など、障害種別の多様化に対応できる体制を充実させるとともに、教職員に対して特別支援教育に関する学習会・研修会等への参加を促します。

5．交流学習等の推進

特別支援学級在籍の児童生徒と通常学級在籍の児童生徒との交流学習や共同学習を、一人ひとりの状態に合わせ積極的に推進し、その相互理解を促進します。

6．心身障がい児とその家族に対する支援の充実

「阿蘇市障害者福祉計画」に基づき、心身障がい児やその監護者、養育者に対し、各種年金や手当の支給、医療費の助成を行うとともに、障がい福祉サービスの充実に努めます。

7. 障がい児保育等の充実

可能な限り保護者の望む保育所での受け入れを行うようにするとともに、子どもの心身の状況を正確に把握し、子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

放課後児童クラブについても、できる限り障がい児の受け入れができるよう、体制の整備を図ります。

(3) 家庭や地域でできること(行動目標)

【家庭でできること】

地域に積極的に溶け込み、地域の人たちと顔なじみになりましょう。
障がい児に関わる療育・相談事業等に積極的に参加しましょう。
障がいに対する理解を深めましょう。

【地域でできること】

障がいを理解し、障がい者に対して温かい支援をしましょう。
各種イベントに障がい者を理解するための企画を取り入れましょう。
障がい児の保護者同士が語り合える場をつくっていきましょう。
点字ブロック上に障害物があれば片づけましょう。
障がい者用駐車スペースは正しく利用しましょう。

(4) 評価指標と目標

評価指標	現状 (平成20年度)	目標 (平成26年度)
障がい児を受け入れることができる保育所の数	12	12
障がい児を受け入れることができる放課後児童クラブの数	5	5